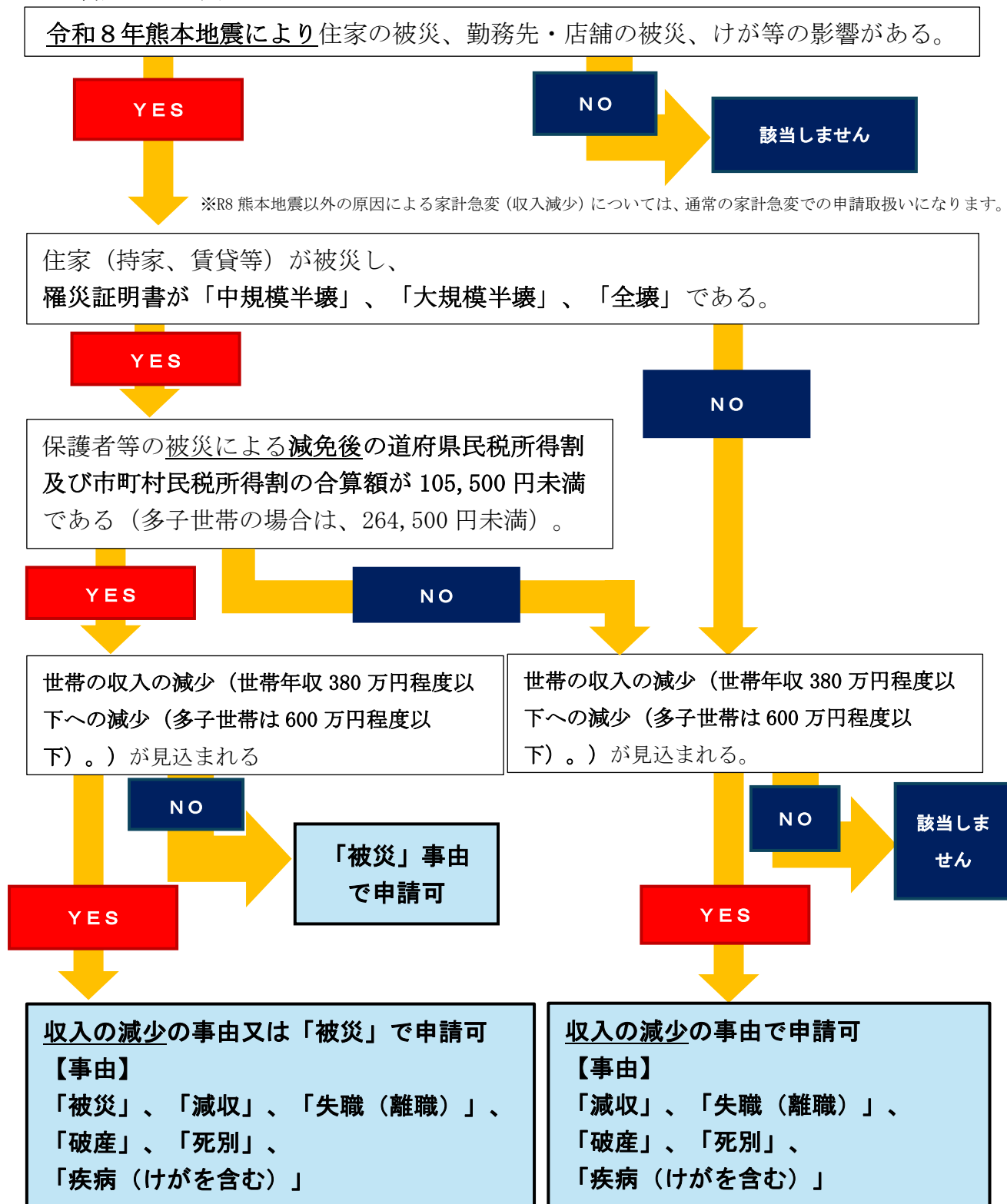


(別紙)

熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金令和8年熊本地震に係る
家計急変事由別判定処理

1 判定フロー図



2 事由別判定方法・必要書類

家計急変後の所得を算定するため、「令和8年度（令和7年分）所得課税証明書（個人用で控除額及び扶養親族の人数が確認できるもの）」の提出を必須とし、さらに以下が必要。

事由	判定方法	必要書類
被災	被災による減免後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額により判定する。	・減免後の所得課税証明書等 ・罹災証明書
減収	家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し判定する。	給与所得者：勤務先作成の給与見込証明 事業所得者：税理士又は公認会計士作成の証明書等 ※減収が発生した月から向こう1年間分 ※給与見込証明が提出できない場合は、家計急変後の勤務先発行の給与明細（減収が発生した月から3か月分） ※減収の理由「令和8年熊本地震」記載
失職 （離職）	離職票等で離職理由を確認し、離職後の状況（継続して収入減が見込まれるか）を勘案して判定する。	・離職理由が記載された離職票等 【対象離職区分（離職コード）】 1A（11）、1B（12）、2A（21）、2B（22）、2C（23）、3A（31）、3B（32）、3C（33）、3D（34） ※離職後に再就職している場合は、再就職先発行の給与見込証明（向こう1年間分）又は給与明細（3か月分）
破産	破産後の状況（継続して収入減が見込まれるか）を勘案して判定する。	・破産宣告通知書 ・廃業等届 ※破産後に就職している場合は、就職先発行の給与見込証明（向こう1年間分）又は給与明細（3か月分）
死別	前年（R7年）所得をベースに扶養親族を考慮して判定する。	・死亡診断書又は住民票除票 ・戸籍事項全部証明書（申請者と生徒の親権関係が確認できるもの） ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの

事由	判定方法	必要書類
		(保険証等)
疾病	被災等を原因とした疾病・けがにより失職又は継続して収入が見込めなくなった場合、休業手当（勤務先支給）の有無等を加味して判定する。	・診断書 ※発症日、現在の症状、就労困難期間（見込が立たない場合は今後1年間の就労の可否）が記載されたもの 【失職の場合】離職票 【減収の場合】 給与所得者：勤務先作成の給与見込証明 事業所得者：税理士又は公認会計士作成の証明書等 ※減収が発生した月から向こう1年間分 ※給与見込証明が提出できない場合は、家計急変後の勤務先発行の給与明細（減収が発生した月から3か月分）

3 制服加算について

被災により着用を義務付けられている制服が毀損し、再度制服の購入が必要な場合は、該当する所得世帯区分に応じ、20,250円～81,000円を加算します。

なお、被災により再度制服の購入が必要であることについて罹災証明書（生徒の氏名が記載されたもの）及び制服の再購入に係る誓約書・証明書（学校長による証明）が必要です。

※ 家計急変により給付対象世帯に該当する場合に加算します。制服加算のみの申請は不可。